

平成25年 第1回まんのう町議会定例会会議録(第4号)

平成25年3月21日 開 議 午前9時30分

日程第1	大岡議長	<p>おはようございます。 ただいまの出席は15名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。</p>
	青野議会 事務局長	<p>それでは御報告申し上げます。 各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。 次に、会議規則第14条3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
	大岡議長	<p>議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 藤田昌大君。</p>
	藤田議会 運営委員長	<p>おはようございます。 実は谷森議員の葬式の時にですね、インフルエンザを発症5日間して、御迷惑をお掛けしまして、議会運営委員会についても欠席したことをお詫びして報告して行きたいと思っております。 議会運営委員会の御報告を申し上げます。 3月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。 それでは、お手元に配布されております議事日程第4号について、御説明を申し上げます。</p>
		<p>日程第1 議会運営委員会報告</p>
		<p>議会運営委員長</p>

藤田議会 運営委員長	日程第 2	会議録署名議員の指名	
	日程第 3	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 4	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 6	議案第 2 号	まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	日程第 7	議案第 3 号	まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
	日程第 8	議案第 4 号	まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
	日程第 9	議案第 5 号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について
	日程第 1 0	議案第 6 号	まんのう町都市公園条例の一部改正について
	日程第 1 1	議案第 7 号	まんのう町営 住宅条例の一部改正について
	日程第 1 2	議案第 8 号	まんのう町道路占用料条例の一部改正について
	日程第 1 3	議案第 9 号	まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
	日程第 1 4	議案第 1 0 号	まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
	日程第 1 5	議案第 1 1 号	まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
	日程第 1 6	議案第 1 2 号	まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
	日程第 1 7	議案第 1 3 号	まんのう町立図書館条例の制定について
	日程第 1 8	議案第 1 4 号	まんのう町町民体育館条例の一部改正について
	日程第 1 9	議案第 1 5 号	まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について
	日程第 2 0	議案第 1 6 号	まんのう町武道館条例の一部改正について

	<p>藤田議会 運営委員長</p>	<p>日程第21 議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について  日程第22 議案第18号 まんのう町道路線の変更について  日程第23 議案第19号 字の区域の変更について  日程第24 議案第20号 字の区域の変更について  日程第25 議案第22号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第5号  日程第26 議案第23号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号  日程第27 議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号  日程第28 議案第25号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号  日程第29 議案第26号 平成24年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号  日程第30 議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号  日程第31 議案第28号 平成24年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号  日程第32 議案第29号 平成25年度まんのう町一般会計予算案  日程第33 議案第30号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案  日程第34 議案第31号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案  日程第35 議案第32号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計予算案  日程第36 議案第33号 平成25年度まんのう町診療所特別会計予算案  日程第37 議案第34号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案  日程第38 議案第35号 平成25年度まんのう町下水道特別会計予算案  日程第39 議案第36号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案  日程第40 議案第37号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案  日程第41 議案第38号 平成25年度まんのう町水道事業会計予算案  日程第42 発委第1号 議案第29号に対する付帯決議について <span style="float: right;">【即決】</span>  日程第43 閉会中の継続調査について</p> <p>以上の日程で、意見の一致を見、午前11時5分、委員会を閉会いたしました。  以上で、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
--	-----------------------	--

<p>日程第 2</p> <p>日程第 3</p>	<p>大岡議長</p>	<p>議会運営委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において 8 番 白川皆男君、9 番 大西樹君を指名いたします。</p> <p>日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。</p> <p>教育民生常任委員長 高木堅君。</p>
	<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>それでは、ただいまから教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>去る 3 月 6 日・7 日、第 1 会議室におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催をいたしました。</p> <p>3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号から議案第 4 号、議案第 1 3 号から議案第 1 6 号、議案第 2 3 号から議案第 2 6 号、議案第 3 0 号から議案第 3 3 号、議案第 3 7 号の 1 6 案件で、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、本会議初日であった質疑の件もあわせて審査を行ったわけです。</p> <p>「議案第 2 号 まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、まず、夜間対応型訪問介護について 2 4 時間対応型であるのかとの質疑に対し、制度の仕組み上では対応できるがサービスを提供する事業所は見当たらないとの答弁です。また、認知症対応型介護の利用定員について質疑があり、一つの共同生活居住で 9 人が定員であるとの説明です。また、介護費用の基準額についても要介護状態区分ごとの負担額を適応する。また、条例施行に伴う予算や人員配置について質疑があり、現段階では影響はないと思うとの答弁がありました。また、事業所の施設・人員・運営の基準を町が定めることについては仕組み上、義務付けられたためである。その後、本会議で提出を求められていた、町が実施するメニュー一覧の配布がございました。</p> <p>「議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、ディ・ケア利用者の増減による専</p>

<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>門職の配置人数についての質疑がありました。利用人数により変ることとなるとの説明です。</p> <p>「議案第4号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、予算措置に関する質疑があり、災害対策基本法と同様の取り扱いとなる。また、対策本部委員の名簿の更新方法についての質疑があり、委員は充て職等で任命するため、人事異動等が行われた際も、実質的な影響はないと思うとの答弁でございます。</p> <p>「議案第13号 まんのう町立図書館条例の制定について」は、図書館運営に関する最終的な決裁権を町が持つために町側で館長を選し、人件費を支払うことについて、委員より、条例により館長を置こうとすることは理解できるが、事業提案時に図書館運営に関する全てを運営業者が負担すると説明を受けており、館長の人件費についても図書館運営業者が負担するべきでないかとの意見があり、執行部より現在は社会教育課長が館長を兼務することで対応する予定であるが、指摘の件については協議・検討していきたいとの答弁でございます。また、寄贈本の受入れについて質疑があり、貴重な図書や史書などについては受入れをするようにしていきたいとの答弁でございます。</p> <p>「議案第14号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について」は、第6条にある目的外利用の支障の範囲について質疑があり、執行部より他市町の類似施設を参考にし、具体的な事案を洗い出しておきますとの答弁でございます。また、町民体育館の施設使用料の徴収については、施設を利用する団体に周知し、合意を得てから行いたいとのこと。</p> <p>「議案第15号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について」は、利用時間区分の変更及び使用料の額の変更を行うものであるとの説明があり、委員より利用者に配慮した運営を行うよう意見がございました。</p> <p>「議案第16号 まんのう町武道館条例の一部改正について」は、満濃武道館の廃止と利用時間区分の変更に伴う改正であるとの説明です。</p> <p>「議案第23号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号」については、実績等から減額を行うものであるとの説明があり、委員より保険料の減額につながる施策の推進をいっそう図っていくよう意見がありました。</p> <p>「議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号」については、実績等により広域連合への納付額が見込みを下回ったことによる減額であるとの説明でございます。</p> <p>「議案第25号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号」については、実績に基づき増額するとの説明があり、委員より、介護サービスを特に必要としない人がサービスを利用しているケースがあると思われるがとの質疑があり、平成25年度新規認定から取締りを行っていきたいとの説明です。</p> <p>「議案第26号 平成24年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号」については、決算見込みによる減額で経営努力等</p>
------------------------------	---

<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>によるものであるとの説明でございます。委員より、今後も医療費の削減を図りながら地域医療の充実を図って行くようにとの意見がございました。</p> <p>「議案第30号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案」については、予算説明のあと、療養費関係の前年対比資料の配布があり、入院・通院・調剤費用については減少傾向にあるとのこと、歯科費用については増加しているとの説明でございます。</p> <p>「議案第31号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案」、「議案第32号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計予算案」、「議案第33号 平成25年度まんのう町診療所特別会計予算案」についても、それぞれ予算説明があり、了承いたしました。</p> <p>「議案第37号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案」について、委員より、生活圏の自然環境の維持向上を図る上から浄化槽の適正管理は不可欠であるので行政側の指導體制はどうなっているのかとの質疑があり、法定検査を受けていない使用者に対し、県、保健所、また、町と一緒に指導にあたるようにしていきたいとの答弁でございます。</p> <p>次に、議案第22号 平成24年度一般会計補正予算案第5号について、議案第29号 平成25年度一般会計予算案について、議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についての教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いましたので、報告いたします。</p> <p>平成24年度一般会計補正予算案の民生費について、障害者自立支援給付裁判に関する補正について質疑があり、移動支援事業費で介助者一人のみを対象としたことにより180万円の減額としたとの説明でございます。</p> <p>また、保育所費委託料の増額補正については、いろは保育園の入園児の増加に伴うものであるとの説明です。</p> <p>次に、保健衛生総務費のがん検診委託料の減額について、委員より、受診率が悪かったのかとの質疑があり、思ったほど、受診者数が増加しなかったためであり、引き続き受診率の向上を図っていきたいとの説明がありました。</p> <p>また、環境衛生費の合併処理浄化槽設置事業の減額補正について、委員より、設置数の見込み違いか、町の啓発不足が原因かとの質疑があり、県の事情により減額するものであるとの説明です。</p> <p>次に、教育費の小学校費学校建設費の増額補正については、仲南小学校のプール改築や校舎空調機器の工事関係費用が主なものであるとの説明がございました。委員より、仲南地区の幼保一元化の案件もあり、全体計画を作った上で施設位置等の配置を行なっているのかとの質疑があり、全体計画はまだできていないが、プールの位置は決めており老朽化したプールの改築を先行させたい。また、用地の造成等を早々に行っていきたいとの答弁でありました。また、中学校費の学校建設費の増額補正について、琴南</p>
------------------------------	--

<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>中学校体育館耐震改修工事関連によるものであるとの説明があり、委員より、現在ある外のトイレは段差が大きく、高齢者が利用しづらいので、改修を同時に行ってもらいたいとの意見があり、今回は大規模に改修することを予定しているので、対応していきたいとの答弁がありました。また、幼稚園費の幼稚園建設費について、地域の元気交付金等を使い満濃南幼稚園の空調施設も含めた大規模改修を行いたいとの説明でございます。</p> <p>次に、社会教育費 社会教育総務費の減額補正について、中寺廃寺保存整備工事費関係の国の決定額が少なかったこと、江畑道・駐車場等の規模縮小に伴う減額であるとの説明です。</p> <p>続いて、平成25年度まんのう町一般会計予算案の戸籍住民登録費について、高齢者が自動車免許証を自主返納することを促すためにも、身分証明にも使える住民基本台帳カードをもっと周知していくべきであるとの意見がありました。</p> <p>次に、民生費の老人福祉費について、委員より、敬老祝い金の支給方法を見直し、子育て支援に費用を回してはどうかとの意見があり、支給要件等の検討をしていきたいとの答弁でございます。</p> <p>次に、衛生費の保健衛生総務費について、特定不妊治療に対する助成制度を新設したいとの説明がありました。委員より、国は1回15万円、5年間の不妊治療助成をしているが、どう連携していくのかとの質疑があり、国の特定不妊治療の助成を受けた人を対象にかさ上げ助成することを考えているとの説明です。委員より、予算額100万円の積算根拠について質疑があり、昨年度の国の助成制度利用者の実績から試算したとの説明です。また、環境衛生費の合併処理事業費について、前年度実績に合わせて、1,200万円程度減額したとの説明でございます。また、清掃費 し尿処理費について、委員より、し尿汲み取り業務の民間委託の可能性について検討を行うよう意見がありました。</p> <p>次に、教育費 教育総務費 事務局費貸付金の奨学金については、委員より、利用者の推移と返還状況に対する質疑があり、貸与者は年間1人ないし2人程度の大学生又は専門学校生で、返還状況はおおむね良いが、遅れがちな人もいるとの説明がありました。委員より、経済的な事情から返還することが難しいことも考えられるので、給付型の制度を考えてもいいのではないかと意見があり、給付型にすれば応募者は増えると思うが、成績条項等の要件設定が問題となり、財源が許せば給付型も検討していきたいとの答弁でございます。</p> <p>また、新規事業である発達障害児就学支援に関し、スクールサポートチーム（SST）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の雇用形態についての質疑があり、大事な事業の一つで、SST関係は県の教育委員会が、SSWについては町費により雇用をしていく予定であるとの説明があり、委員より児童にとってはワーカーの長期雇用が運営上望ましいとの意見がありました。</p> <p>また、PFI事業費については、満濃中学校校舎等整備施設の完工検査体制については、第三者の視点から検査を行うため、利</p>
------------------------------	--

高木教育 民生常任 委員長	<p>害関係のない建築士に検査立会をしてもらうこと。設計・建設業務にかかるSLA・KPIについては、大成建設側に提出依頼を行ったこと。電子私書箱システム構築費やポンプの維持管理費等については精査・検討中で、確定次第、満中特別委員会に報告し、必要に応じ補正措置をとっていきたいこと。職員体制については若手職員でワーキンググループを立ち上げ、設計士等を交えPFI事業についての勉強会を行い、事業に対応していきたいとの説明がありました。</p> <p>また、幼稚園建設費について、仲南幼稚園統合整備事業基本計画にかかる実施設計等委託料3,400万円を計上したことの説明がございました。また、社会教育費 社会教育総務費で大川山交流施設（星の家）整備について施設改修に3,000万円程度、望遠鏡等機器を含めて3,900万円を計上したこと、備品購入費として軽ダンプの購入を予定しているとのこと。委員より図書館管理運営事業費の中に、町立図書館の館長の人件費が含まれていることについて、支払う義務はないのではないかと質疑があり、図書館条例に関連するもので図書館の運営に関する決裁権を町が持つておくべきとの判断によるもので、現段階では社会教育課長が館長を兼務し、予算立てはしているが執行するつもりはないとの答弁でございます。</p> <p>次に、まんのう町総合計画後期基本計画の策定について、協議の結果、原案どおり、委員も了承しました。</p> <p>付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>議案第2号 まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 賛成多数で可</p> <p>議案第3号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について 全会一致で可</p> <p>議案第4号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について 全会一致で可</p> <p>議案第13号 まんのう町立図書館条例の制定について 全会一致で可</p> <p>議案第14号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について 全会一致で可</p> <p>議案第15号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について 全会一致で可</p> <p>議案第16号 まんのう町武道館条例の一部改正について 全会一致で可</p> <p>議案第23号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号 全会一致で可</p> <p>議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号 全会一致で可</p> <p>議案第25号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号 全会一致で可</p> <p>議案第26号 平成24年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号 全会一致で可</p>
---------------------	---

高木教育 民生常任 委員長	<p>議案第30号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案</p> <p>議案第31号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案</p> <p>議案第32号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計予算案</p> <p>議案第33号 平成25年度まんのう町診療所特別会計予算案</p> <p>議案第37号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案</p>	<p>全会一致で可</p> <p>全会一致で可</p> <p>全会一致で可</p> <p>全会一致で可</p> <p>全会一致で可</p>
大岡議長	<p>とすることで意見の一致を見ました。</p> <p>以上、付託案件審査の報告でございます。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。</p>	
田岡議員	<p>これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 田岡秀俊君。</p> <p>委員長にお伺いしたいと思います。</p>	
大岡議長 高木教育 民生常任 委員長	<p>付託案件のうちで、議案第2号だけ賛成多数で可ということですので、その議論の内容と反対があったということで、討論があったのかどうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。併せて、今回の条例改正の10議案ですかね、それは、地域主権改革一括法による条例改正でありまして、今まで国で定めておいた、法律で定めておいたものが、地域の実情に合わせて、地域のほうで条例によって定めなさいというふうなことで、僕の認識では変わって、国の法律から変わった部分はないというふうな認識しておりますが、その部分もあったのかどうか、併せてその辺りだけ聞かしていただけたらと思います。</p> <p>14番 高木君。</p> <p>最初の賛成多数ということですが、委員さんの意見等がある中での決をとったわけでございますので、その結果の報告で、報告をしたわけでございます。</p> <p>なお、もう1件については、国の方向に、町もそれに合わせていくような方向で行くというような結果でなかろうかと思っております。</p>	
大岡議長	<p>2番 田岡君。</p>	

日程第 4	田岡議員	全会会一致は分かるんですけど、ちょっと賛成多数ということですので、反対意見があったというふうに思われるんですが、その辺の詳しいあれは。まあ、なければ、もうあれですけど。
	大岡議長	委員長、14番 高木君。
	高木教育	ええですか。内容と言いますが、内容は、私はその件について反対しますという表現でございますので、その内容については、
	民生委員長	それ以上のことは、報告することはできません。
	大岡議長	5番 本屋敷君。
	本屋敷議員	本会議でお願いしとったんですけど、議案第37号 平成25年まんのう町浄化槽整備推進事業の特別会計予算案なんですけれども、本会議のときに、歳入の方がどうなんやというお話をさせていただいたんですけど、委員会の中で、そのほうお話していただいとると思うんですけども、ちょっと説明をいただけたらありがたいと思うんですが。
	大岡議長	14番 高木君。
	高木教育	浄化槽の件につきましては、補正のほうでまた対応させていただけないかということで、執行部のほうからのお願いがありまして、それなら適正に補正の段階で、実施してくれということで、終結しております。
	民生委員長	他に質疑はありませんか。
	大岡議長	(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 川原茂行君。 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る3月8日・11日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長、議長 出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。 3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号から議案第12号、議案第18号から議案第20号、議案第27号、議案第28号、議案第34号から議案第36号、議案第38号の17案件で、議案18号の町道変更箇所、議案19号・20号の字界箇所、予算関係で農道橋と町営住宅の現場を視察したあと、第1委員会室において執行部より詳細説明

<p>川原建設 経済常任 委員長</p>	<p>を受け、質疑し審査しましたので御報告申し上げます。</p> <p>「議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について」、委員より、条例改正に伴う町下水道施設への影響はあるのか、独自基準はあるのかとの質疑があり、国の基準に準じて実施しており、問題はないと思うとの説明がございました。</p> <p>「議案第6号 まんのう町都市公園条例の一部改正について」、一括法による改正で、公園の標準面積や建ぺい率を定めるもので、対象となる施設は、かりんの丘公園と祓川公園であるとの説明がありました。委員より、町が独自に定める基準はあるのかとの質疑があり、国の基準に準じており、独自基準はないとの答弁であります。</p> <p>「議案第7号 まんのう町営住宅条例の一部改正について」、一括法による改正で、公営住宅や共同住宅の整備基準や入居の収入基準等の改正を行おうとするもので、町内全ての町営住宅が適用になるとの説明がありました。委員より、町が独自に定める基準はあるのかとの質疑があり、国の基準に準じており、独自基準は設けていないとの説明がありました。</p> <p>「議案第8号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について」、道路占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備が追加されるとともに占用料を決めるものであるとの説明がありました。</p> <p>「議案第9号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」、条例に該当する施設数、改修の有無について質疑があり、該当する施設は都市公園の2つの公園、該当しない公園が7つある。都市公園は基準を満たしており、今のところ改修の必要はないと考えているとの答弁がありました。また、委員より他の公園についても集客を図るために改修を行っていくべきではないかとの意見があり、今後、公園の敷地や地形等を考慮ながら整備することを検討していきたいとの答弁がありました。</p> <p>「議案第10号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について」、一括法による改正で道路幅員や付帯設備の基準を町の条例で定めるものであるが、今までも国の基準に則り、施工を行っているため影響はないとの説明がありました。</p> <p>「議案第11号 まんのう町 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」、一括法による改正で国の一律基準を条例で定めるものであるとの説明があり、駐車場を整備する場合は身体障害者用のトイレを備える計画にするよう意見がありました。</p> <p>「議案第12号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」、一括法による権限委譲に伴い制定するもので、布設工事監督者の配置や水道技術管理者の資格基準を条例化すると説明があり、委員より、条例制定に伴う業務上の変更は生じるのかとの質疑があり、特に支障はないとの説明がありました。</p>
------------------------------	---

<p>川原建設 経済常任 委員長</p>	<p>「議案第18号 まんのう町道路線の変更について」、変更となる町道旧県道線の起点部分を現地にて確認いたしました。</p> <p>「議案第19号と議案第20号の字の区域の変更について」は、現地で説明を受け、字界変更の取り扱い等について、質疑がありました。</p> <p>「議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号」については、金倉川処理区で浄化センターの改修工事に伴う負担金であるとの説明がありました。</p> <p>「議案第28号 平成24年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号」について、水道の引き込み工事の本人負担や定期預金と現金預金について質疑があり、説明がありました。</p> <p>「議案第34号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案」について、修繕費が前年よりも大幅に増額していることについて質疑があり、各浄水場のポンプ等の修繕を積み上げた結果によるものであるとの説明がありました。また、地蔵前ダムを浚渫する時に出る砂利を有効利用するよう意見があり、検討するとの答弁がございました。</p> <p>「議案第35号 平成25年度まんのう町下水道特別会計予算案」については、中讃流域下水道負担金が増額していることに対し質疑があり、施設の老朽化へ対応するために増額となっているとの説明がございました。また、施設整備費が計上されていることについて、接続していない住宅のつなぎ込みが発生した場合の予算をとっているとの説明がございました。</p> <p>「議案第36号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案」について、GISデータ整備業務委託料について質疑があり、町が導入している統合型GISにデータとして排水管等を取り込むための費用であるとの説明がありました。</p> <p>「議案第38号 平成25年度まんのう町水道事業会計予算案」について、水道料金未収欠損について滞納者が所在不明等により徴収が不可能な場合に欠損扱いとしていることの説明がありました。また、委員より、原水の水質と浄水施設の寿命の関係について質疑があり、通常の水質ではオゾン処理し活性炭に通すこととなるが、活性炭は3年を目途に取りかえている、本当にきれいな水であれば殺菌処理だけでよいとの説明がありました。また、委員より、水量・水質確保のために新たな自主水源を確保しておく必要があると考えるが検討しているのかとの質疑があり、執行部より日量2,000トンの水量を確保する必要があり現状では非常に難しいとの答弁があり、委員から多面的に調査・研究を行うよう意見がありました。</p> <p>次に、議案第22号 平成24年度一般会計補正予算案第5号について、議案第29号 平成25年度一般会計予算案について、議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についての建設経済常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。</p> <p>まず、平成24年度一般会計補正予算について、農業振興費青年就農給付金について実績に伴い減額していること、農道舗装工</p>
------------------------------	--

<p>川原建設 経済常任 委員長</p>	<p>事費について国の補正で追加計上すること、砂防費で予定した浚渫工事を県が行うこととなり工事請負費を減額すること、住宅管理費で城山ハイツ等の施設改修をするため工事請負費を増額することなどの予算説明がありました。</p> <p>委員より、総務費 かりんの里づくり事業費の賃金を減額することについて、施設の利用度を上げるための職員配置と運用を行うよう、意見がありました。また、農林水産費 農業振興費の青年就農給付金の減額理由について質疑があり、給付要件を満たす者が予定より少なかったため、新しい制度なので普及を図るため周知を行っていきたいとの答弁がありました。</p> <p>次に、平成25年度まんのう町一般会計予算案について、民生費 老人福祉費の高齢者等買物支援事業で車両の改造費を含んでいること、農林水産業費 農業委員会費の旅費で任期中に一回の農業委員の県外研修旅費を計上したこと、商工費 商品券換金料について前年度実績をもとに計上したこと、観光費で定住自立圏構想に基づき新規事業として金比羅街道活用事業・瀬戸内国際芸術祭関連事業・外国人向け観光事業を行う予算を計上したことなどの説明がありました。</p> <p>委員より、高齢者買物支援事業についてアンケート結果を踏まえ高齢者のニーズを把握し、福祉委員や地域コミュニティーを活用すべきであるとの意見があり、現地で得るニーズと販売実績を蓄積しながらサービスを展開していくよう、商工会に伝えるとの答弁があり、委員より、移動販売車の運行状況がわかる資料を今後提出するよう求めました。また、地籍調査費 委託料が増額した件について質疑があり、平成25年度において課員の削減に伴い、一筆地調査の業務の一部を業者委託したいとの説明がありました。</p> <p>次に、まんのう町総合計画後期基本計画の策定について、建設経済関係部分について質疑・検討した結果、上程案のとおりとすることで、了承いたしました。</p> <p>以上、建設経済常任委員会部分について、それぞれ、質疑・意見がありましたが、執行部の答弁があり、委員も理解し、了承したものであると思います。</p> <p>付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第5号</td> <td>まんのう町公共下水道条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>まんのう町都市公園条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>まんのう町営住宅条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>まんのう町道路占用料条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> </table>	議案第5号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について	全会一致で可	議案第6号	まんのう町都市公園条例の一部改正について	全会一致で可	議案第7号	まんのう町営住宅条例の一部改正について	全会一致で可	議案第8号	まんのう町道路占用料条例の一部改正について	全会一致で可	議案第9号	まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	全会一致で可
議案第5号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第6号	まんのう町都市公園条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第7号	まんのう町営住宅条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第8号	まんのう町道路占用料条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第9号	まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	全会一致で可														

川原建設 経済常任 委員長	<p>議案第10号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について 全会一致で可</p> <p>議案第11号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について 全会一致で可</p>
	<p>議案第12号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について 全会一致で可</p> <p>議案第18号 まんのう町道路線の変更について 全会一致で可</p> <p>議案第19号 字の区域の変更について 全会一致で可</p> <p>議案第20号 字の区域の変更について 全会一致で可</p> <p>議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号 全会一致で可</p> <p>議案第28号 平成24年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号 全会一致で可</p> <p>議案第34号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案 全会一致で可</p> <p>議案第35号 平成25年度まんのう町下水道特別会計予算案 全会一致で可</p> <p>議案第36号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案 全会一致で可</p> <p>議案第38号 平成25年度まんのう町水道事業会計予算案 全会一致で可</p> <p>とすることで意見の一致を見ました。</p> <p>以上、付託案件審査の報告です。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p>
大岡議長	<p>これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p>

日程第5	大岡議長	ここで、議場の時計で10時45分まで休憩といたします。  それでは休憩を戻しまして、会議を再開いたします。	(休憩 午前10時27分)  (再開 午前10時45分)
	大西豊総務 常任委員長	日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 大西豊君。 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る3月12日から14日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長、執行部より町長、副町長、所管課長全員の出席のもとに、総務常任委員会を公開にて開催しました。 3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第17号、議案第22号、議案第29号の3案件であります。 初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第17号、議案第22号、議案第29号の各委員会関係部分について、質疑の内容の報告がありました。 その後、付託案件について本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より質疑、意見がありました。 「議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について」は、委員より、分野別施策の展開を基本計画の中に載せる必要性の有無、策定委員会会議録等資料の要求、4つのシンボルプロジェクトの選定理由、前期計画の分析結果と課題の洗い出しについてと後期計画への反映方法、事務事業評価・人事評価との関連付け等に関する質疑があり、それぞれ執行部より答弁・説明がありました。また、委員より総合計画は町施策の核であり指針となる重要なもので業者任せではなく、町民が読んで分かるものをつくらなければいけないとの意見があり、執行部より後期計画策定については、特に職員の計画に対する意識の向上を図るために、まちづくり委員会等への積極的参加を指示し、住民と協同して計画策定に取り組むことができたと思う。また、より多くの住民に計画への関心を持ってもらうために、内容や表現方法を見直し、実施計画の中で町の事務事業との関連付けを行い、予算との整合性を図っていくようにしているとの答弁がありました。その後、分野別施策の項目ごとに説明を求め、それぞれ質疑・答弁がありました。委員より、前期基本計画はプラン、実行、チェック、アクションのサイクルが十分に行われず、それが後期計画に反映されていないとの指摘があり、執行部側も反省しており、後期基本計画においては実施計画と事務事業評価を総合的にリンクさせた構成にしたいとの説明がありました。また、実施計画や各年度の予算に、どう反映させ、いかに具現化していくかが重要であ	

<p>大西豊総務 常任委員長</p>	<p>り、執行部も計画と事務事業を体系化する努力を行うつもりとの答弁を得ているので、議会側が実施の推移をチェックしていくこととでいいのではないかと意見がありました。</p> <p>その後、採決を行い、全会一致で原案のとおり賛成することとしました。</p> <p>次に、「議案第22号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第5号」について、歳入歳出の目ごとに補正の根拠の説明を求め、答弁及び資料の配布がありました。</p> <p>委員より、琴南大型バス運行廃止の件について質疑があり、バスの老朽化に伴い廃止するもので、平成25年度当初の町政懇談会等で周知する予定であり、代替車両としては民間のバス会社に、有料にはなりますが運行してもらうことで、事故等が発生したときの責任の所在を明確にできるとの答弁でありました。また、町所有のマイクロバス3台についても順次、廃止と運行の見直しを図っていくことになるとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、消防費 防災対策費の地域防災計画修正業務委託料・地域防災マップ委託料を減額したことについての質疑があり、執行部より、業務に反映させるべき国・県の土砂災害情報や被害想定、原発関連の防災情報等データの提供が遅延したことが原因であるとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、防災対策費の資材費を不要額として減額することに対して、発災時の非常用電源や通信手段を確保するため、機器の整備を最優先して行うべきであり、無線愛好者とも非常時に連携をとれる体制を作っておくべきであるとの意見がありました。</p> <p>また、委員より、地域の元気臨時交付金対策事業について質疑があり、3月補正予算で計上している農業体質強化基盤整備促進事業や町道新生間線改良事業・町営住宅改修事業・仲南小学校プール他整備事業など、追加の国庫補助事業の補助裏分の8割程度が交付額になると思われる。決定は4月頃の予定との説明がありました。</p> <p>また、委員より、明許繰越について、年度内に完了が見込まれない事業の繰越は、年度末でなく12月あたりでできないのかとの質疑があり、執行部より従来どおり年度末で行うことに理解を求める答弁がありました。</p> <p>次に、「議案第29号 平成25年度まんのう町一般会計予算案」について、目ごとに説明を求め、審議を行いました。</p> <p>議長交際費及び町長交際費の支出について、23年、24年度支出明細の資料提出を求め、また、公正な支出が図られるよう、町が補助や助成を行っている団体等への交際費の支出は、原則、止めるべきではないかとの意見があり、執行部より、交際費の支出については今後、検討していきたいとの説明がありました。</p> <p>また、文書広報費の町広報誌配布業務委託について、委員より、高齢者の安否確認も兼ねて自治会で配布するようできないの</p>
------------------------	---

<p>大西豊総務 常任委員長</p>	<p>かとの質疑があり、自治会員の配布の手間や配達遅延、自治会に加入していない人の把握等の諸問題があるため、現在の新聞配達で全戸配布をしているが、委員からの意見を連合自治会に伝えておきますとの答弁がありました。</p> <p>また、企画管理費の町民体育館落成記念行事開催委託料について、委員より、町民体育館の落成記念行事の費用を町が持つことについて質疑があり、執行部より、体育館の完成を全国にPRする良い機会なので、「NHKのど自慢」の開催を予定しており、この予算は会場の設備等にかかる費用で、ぜひ成功させたいとの答弁がありました。委員からは体育館のこけら落としでありスポーツ関係の行事を行うべきではないかとの意見がありました。</p> <p>また、各種負担金について質疑があり、日中友好協会負担金の支出について、執行部より、中国の反日運動が高まっている時期だからこそその負担金であるとの答弁がありました。</p> <p>また、委員より、自治振興費のデマンドタクシー運行事業について、琴南地区の運行の改善の見直しを行うよう意見があり、執行部より、タクシー事業者から人員を増やすことは可能であるが、車両の増車は総量規制がかかっており、増やせないと聞いており、現状の運行でお願いしたいとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、行政告知放送のお悔やみ放送について、住民の関心が高く定時放送と別の時間帯に放送することはできないのか、また、迷い犬などの案内を有料で放送することはできないかとの質疑があり、お悔やみ放送については、過去にあった住民の御意見を反映した結果、現在のスタイルになったこと、また、迷い犬の放送についても個人の管理の問題で放送するべきでないとの御意見があり中止した経緯があるが、行政放送番組編成委員会に伝えておきますとの答弁があり、委員より、アンケート等を行い、住民の意見を集約した上で、行政告知放送の企画運営を行っていくよう意見がありました。</p> <p>また、委員より、町民会館費の琴南総合センター整備基本調査費について質疑があり、執行部より、検討委員会を立ち上げ地域の人の声を集約し、総合センターの立地場所や施設規模等の計画を行っていきたいとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、消防費 防災対策費の自主防災組織補助金の積算根拠について質疑があり、また執行部より、予算上は毎年10団体程度の防災組織の結成を見込んでいるとの答弁があり、委員より事業の実績がおもわしくない場合は、町側で非常時用の防災用資機材の充実を図っておく必要があるのではないかとの意見があり、執行部より、住民の防災に対する危機意識の高揚を図るため、町政懇談会等の場を積極的に活用し、今後も啓発を行っていききたいとの答弁がありました。</p> <p>次に、歳入予算について説明を求め、質疑を行いました。</p> <p>執行部より、町税については、年少扶養控除の廃止やたばこ税増税を反映して前年度比1.5パーセントの増収予定であるが、地方譲与税から自動車取得税交付金の合計は国の算定により前年度比5.5パーセントの減収となる見込であるとの説明がありま</p>
------------------------	---

<p>大西豊総務 常任委員長</p>	<p>した。また、地方特例交付金から町債までの収入についても、それぞれ増減根拠について説明がありました。</p> <p>委員より、各種団体への補助制度について、妥当性を持って執行できているのかとの質疑があり、執行部より、団体には活動実績や経理状況の報告を求めており、各課に報告内容を精査した上で、補助の有無や補助金額の決定を行うよう指示しているとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、プレミアム商品券、合併浄化槽設置事業補助金、公債比率の取り扱いについての質疑があり、執行部より、それぞれ答弁がありました。</p> <p>次に、P F I 事業の予算関係について説明を求めた。</p> <p>執行部よりサービス購入費の支払について、排水ポンプ廃止に伴う維持管理費とポンプの更新費から減額した金額の差額を、便宜上、一括支払い施設整備費に計上したとの説明があり、委員よりP F I 事業はサービス購入費であり、一括支払い整備費に計上するのではなく、維持管理費から分割して減額するべきであるとの指摘がありました。</p> <p>また、平成24年度に支払った運営費の内訳について質疑があり、図書館の開館前に図書館用図書4万冊を所蔵しておく必要があったため購入費として支出したとの説明がありました。</p> <p>また、委員より、総括マネジメント業務をモニタリングするため、サービス基準合意書（S L A）の重要項目（K P I）でチェックをし、対価の減額も含めた評価をすることとなっているが、設計・建設業務について出ていないので、早急に実施するべきであるとの意見があり、執行部より、S P C 側に対して提出を求めていると説明がありました。</p> <p>また、委員より、図書館の館長について、図書館運営の決裁権は運営者側が持つべきで、条例で定める館長の権限は施設管理上、必要な事項に限定されるべきであるとの意見がありました。</p> <p>また、委員より、電子私書箱システムの導入を休止することについて、サービスがないものに対して費用を減額し、契約変更をすべきで、導入計画時と休止の判断をするに至った検証を行うため、経費削減効果（V F M）算定資料の提出を求めました。</p> <p>また、執行部より町民体育館の休館日について、予定を変更し、図書館に合わせて火曜日としたいとの説明があり、委員会として教育民生常任委員会に報告すると回答しました。</p> <p>また、委員より、町内企業が下請けをS P C より受ける際に、内訳、金額を町が精査する権限を持っているにもかかわらず、十分な精査が行われていないのではないかと指摘があり、執行部より反省する旨の答弁がありました。</p> <p>その後、議案第29号 平成25年度一般会計予算において、P F I 事業部分の予算執行にあたり、議会に対して十分な資料を提示し、議会の承認を得た上で執行を行うことを求める付帯決議の採決を行い、全会一致で賛成となり、委員会として上程するこ</p>
------------------------	--



<p>日程第 7</p>	<p>大岡議長</p>	<p>いてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり、決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 7 議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 8</p>		<p>日程第 8 議案第 4 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p>

<p>日程第 9</p>	<p>大岡議長</p>	<p>(「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 4 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。          日程第 9 議案第 5 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          (「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 5 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 10</p>		<p>日程第 10 議案第 6 号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。</p>

	大岡議長	<p>討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第6号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 11		<p>日程第 1 1 議案第 7 号 まんのう町住宅条例の一部改正についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 7 号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 12		<p>日程第 1 2 議案第 8 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。</p>

<p>日程第 13</p>	<p>大岡議長</p>	<p>これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 8 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 1 3 議案第 9 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 9 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 14</p>	<p>大岡議員</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 14 議案第 10号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 10号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 15</p>		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 15 議案第 11号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 11号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決</p>

<p>日程第 16</p>	<p>大岡議長</p>	<p>いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 6 議案第 1 2 号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び規格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 2 号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 17</p>		<p>日程第 1 7 議案第 1 3 号 まんのう町立図書館条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p>

<p>日程第 18</p>	<p>大岡議員</p>	<p>(「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 13 号 まんのう町立図書館条例の制定についてを採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。          日程第 18 議案第 14 号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についてを議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          (「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 14 号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についてを採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 19</p>		<p>日程第 19 議案第 15 号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。</p>

	大岡議長	<p>討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第15号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第20		<p>日程第20 議案第16号 まんのう町武道館条例の一部改正についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第16号 まんのう町武道館条例の一部改正についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第21		<p>日程第21 議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。</p>

	大岡議長	<p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第17号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 22		<p>日程第22 議案第18号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第18号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 23		<p>日程第23 議案第19号 字の区域の変更についてを議題といたします。</p>

<p>日程第 24</p>	<p>大岡議長</p>	<p>本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 19 号 字の区域の変更についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 24 議案第 20 号 字の区域の変更についてを議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 20 号 字の区域の変更についてを採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 25</p>	<p>大岡議長</p>	<p>日程第 25 議案第 22 号 平成 24 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          (「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 22 号 平成 24 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 26</p>		<p>日程第 26 議案第 23 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 3 号を議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          (「なし」の声あり)          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 23 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 3 号を採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          (「異議なし」の声あり)          異議なしと認めます。</p>

<p>日程第 27</p>	<p>大岡議員</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 27 議案第 24号 平成 24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 24号 平成 24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 28</p>		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 28 議案第 25号 平成 24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 25号 平成 24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>日程第 29</p>	<p>大岡議長</p>	<p>異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 29 議案第 26 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 3 号を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 26 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 3 号を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 30</p>		<p>日程第 30 議案第 27 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 27 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p>

<p>日程第 31</p>	<p>大岡議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2 号を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  (「なし」の声あり)  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 2 8 号 平成 2 4 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2 号を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 30</p>		<p>日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  (「なし」の声あり)  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 2 9 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計予算案を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。</p>

<p>日程第 33</p>	<p>大岡議長</p>	<p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 33 議案第 30号 平成 25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 30号 平成 25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 34</p>		<p>日程第 34 議案第 31号 平成 25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 31号 平成 25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。</p>

<p>日程第 35</p>	<p>大岡議長</p>	<p>本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          （「異議なし」の声あり）          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。          日程第 35 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          （「なし」の声あり）          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。          これより、議案第 3 2 号 平成 2 5 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を採決いたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。          （「異議なし」の声あり）          異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 36</p>		<p>日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。          本案に対する委員長の報告は可決であります。          これより討論に入ります。          討論はありませんか。          （「なし」の声あり）          討論なしと認めます。          これをもって、討論を終了いたします。</p>

	大岡議長	<p>これより、議案第33号 平成25年度まんのう町診療所特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第37		<p>日程第37 議案第34号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p>
日程第38		<p>これより、議案第34号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第38 議案第35号 平成25年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p>

日程第 39	大岡議長	<p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 35 号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 39 議案第 36 号 平成 25 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p>
日程第 40		<p>これより、議案第 36 号 平成 25 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 40 議案第 37 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>

<p>日程第 41</p>	<p>大岡議長</p>	<p>討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 37 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  日程第 41 議案第 38 号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  これより討論に入ります。  討論はありませんか。  （「なし」の声あり）  討論なしと認めます。  これをもって、討論を終了いたします。  これより、議案第 38 号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計予算案を採決いたします。  本案に対する委員長の報告は可決であります。  本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 42</p>	<p>大西委員長</p>	<p>日程第 42 発委第 1 号 議案第 29 号に対する付帯決議についてを議題といたします。  提出者から提案理由の説明を求めます。  総務常任委員長 大西豊君。  発委第 1 号、提案理由。ただいま議題となっております議案第 29 号に対する付帯決議については、案文の朗読をもって、提案</p>



	<p>大岡議長</p> <p>閉 会</p>	<p>びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。</p> <p>以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これにて、平成25年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>閉 会            午前11時38分</p>
--	------------------------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月21日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--